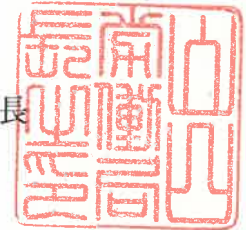


山口労発基 0510 第2号  
令和3年5月10日

一般社団法人  
山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長



緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス  
感染症への感染予防及び健康管理について（要請）

平素より、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。  
職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまで累次にわたり積極的な取組をお願いしてきたところですが、今般、令和3年4月23日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が4都府県に発出され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたことに伴い、厚生労働省労働基準局長から関係団体の長に対し、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化について、改めて要請が行われたところです。

また、山口県においても、複数のクラスター事案が発生して感染が急拡大しており、当局においては、3月末現在、当該感染症による業務上の被災者数がすでに86人に達しているところであり、県内の大規模な感染拡大を防止するため、これまで以上に徹底した取組が必要となっています。

つきましては、貴団体におかれましても、職場における新型コロナウイルス感染症の感染予防、健康管理の強化について、特に下記の事項に重点をおき、一層のお取り組みをいただきますよう、改めて傘下会員の皆様への周知をお願い申し上げます。

記

1 職場における感染防止の進め方

職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」（資料1）の取組状況を確認していただき、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の



実践例」(資料1)を参考に職場での対応を検討し、実施していただきたい。

事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持ち、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であり、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたい。

そのため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(資料2。以下「チェックリスト」という。)を活用して職場の状況を確認していただきたい。

なお、チェックリストについては、令和3年4月26日付けで以下の改定が行われているので留意していただきたい。

(1) 「換気の悪い密閉空間の改善」(チェックリスト3の(2))について

チェック項目の一部を削除し、有識者の意見を聴取しつつ、文献や国際機関の基準、国内法令基準等を考察してまとめられた推奨される換気方法に基づき、記述を修正

(2) 「多くの人々が密集する場所の改善」(チェックリスト3の(3))について

寄宿舎、社員寮等、労働者が集団で生活する場に関するチェック項目を追加

(3) 「共用トイレの清掃等について」(チェックリスト3の(6))について

ハンドドライヤーの使用禁止に関するチェック項目を削除

また、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」においては、新型コロナウイルス感染症への対策について新たな知見が得られるたびに情報を更新し、感染拡大によって生じたさまざまな問題に対する支援メニューを案内しているので、逐次確認いただきたい。

併せて、職場における感染防止を検討する際に疑問点等が生じた場合には、山口労働局健康安全課に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」(電話083-995-0373)を積極的に活用していただきたい。

## 2 テレワークの積極的な活用

職場や通勤での感染防止のため、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の双方に対し、テレワークの導入を積極的に進めていただきたい。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、関係省庁と連携し、テレワークや時差出勤の一層の活用のため、テレワークの導入にあたって



必要なポイント等をわかりやすくまとめたパンフレット（資料3）を作成し周知を行うとともに、「テレワーク相談センター」（テレワーク協会：電話0570-550348、メールsodan@japan-telework.or.jp）において、テレワークについての相談支援等を行っているので、活用していただきたい。

また、事業者が適切に労務管理を行うとともに、労働者も安心して働くことのできる良質なテレワークの導入・実施を進めていただくために、本年3月に労務管理の留意点等をまとめたテレワークガイドラインの改定を行っているので留意いただきたい。

### 3 電子申請の活用

人との接触を低減させ、窓口の混雑による感染拡大防止を図る観点から、届出等については、郵送や電子申請を積極的に活用していただきたい。

政府では、電子申請の活用促進のため、押印の廃止や電子申請の総合窓口であるe-Govをリニューアルし、電子署名、電子証明書の添付送信を不要とする等、利用者が電子申請を行う際の負担軽減を図ったので、積極的に活用していただきたい。

### 4 労災補償

労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となるので、積極的に労災請求がなされるよう、被災労働者に勧奨していただくとともに（資料4）、労働者死傷病報告を遅滞なく提出していただきたい（資料5）。

【参考】

(厚生労働省 報道発表) 令和3年4月26日

「緊急事態宣言の発出を踏まえ、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼しました」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_18234.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18234.html)



(資料1)

「職場における感染防止対策の実践例」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000773128.pdf>



(資料2)

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>



(資料3)

「テレワークを有効に活用しましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000777425.pdf>



(資料4)

「業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000773169.pdf>



(資料5)

「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000773168.pdf>

